

中国四国厚生局「任期付職員」上席看護指導官の募集について
(募集要項)

保険診療の適正化を図るため、保険医療機関等に対する監督及び保険医療機関等から届出された施設基準について内容の妥当性を確認するための適時調査を行う中国四国厚生局「任期付職員」上席看護指導官を以下により募集する。

1 採用区分、採用予定人数等

(1) 採用区分

任期付職員（上席看護指導官）

(2) 職務内容

- ① 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督に関すること。
- ② 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関すること。
- ③ 施設基準の届出の受理及び届出内容の調査（適時調査）に関すること。
- ④ 医療法に基づく特定機能病院への立ち入り検査に関すること。
等を職務として担当する。

(3) 採用予定人員、勤務予定先等

- ① 採用予定人員 1名
- ② 勤務予定先については、中国四国厚生局医療課

2 採用予定日

令和8年4月1日（採用日は相談に応じます）

3 任用期間

採用日から原則3年。

なお、5年を超えない範囲で延長する場合がある。

4 応募要件

次の要件1及び要件2を満たしていること。

(1) 基本要件（要件1）

- ① 日本国籍を有し、看護師国家試験に合格した者であること。
- ② 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、看護師国家試験合格後4年以上経過し、かつ、病院において、原則として4年以上の臨床経験を有すること。
※ 上記要件について虚偽の申告があった場合には、受験資格、採用内定及び採用を無効とする。
- ③ 過去に保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けたことがないこと。

(2) 実務経験等の要件（要件2）

病院に勤務している者又は退職している者で、看護部長又はそれと同等以上の経験を有し、かつ次に掲げるいずれかの知識や経験を有する者であること。

- ① 病棟管理業務に関する知識や経験
- ② チーム医療（例えば、リハビリテーション・精神科医療等）に関する知識や経験

③ 地域医療や訪問看護に関する知識や経験

(3) 欠格要件

以下に該当する者は、応募できない。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考方法

(1) 第 1 次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考する。

(2) 第 2 次選考（口述試験）

第 1 次選考合格者に対し、上席看護指導官としての適性等について個別面接により行う。

6 第 1 次選考の結果の連絡

第 1 次選考の結果については、中国四国厚生局総務課より通知する。

7 第 2 次選考（口述試験）の実施

第 1 次選考合格者に対し、中国四国厚生局総務課から第 2 次選考（口述試験）の日時等を通知する。

8 第 2 次選考結果の通知

令和 8 年 3 月初旬頃

中国四国厚生局総務課より郵便で通知する。

（注）電話による照会には応じない。

9 勤務条件

(1) 給料

- ① 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」に基づき職歴等を勘案して決定する。
- ② 上記の他、期末・勤勉手当、通勤手当、地域手当等を支給する。

(2) 勤務時間

8 時 30 分～17 時 15 分（始業時刻及び終業時刻は勤務官署の定めによる）

1 日 7 時間 45 分 週 38 時間 45 分

※必要に応じ適宜残業がある。

(3) 休暇等

完全週休 2 日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇がある。

(4) 服務

任期付職員は、常勤の一般職の国家公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など国家公務員の服務に関する規定が適用される。

10 応募方法

次の（１）応募書類を「12 問い合わせ先及び書類提出先」まで持参又は郵送（特定記録郵便）により申し込むこと。

なお、この応募書類とは別に、エクセル形式で作成した専用の申込書（様式 1－1）を電子媒体（押印省略）で特殊メールアドレス（cskousei107-s@mhlw.go.jp）あて電子メールするか、CD 又は DVD などのメディアを持参又は同封すること。

※ 普通郵便で送付した場合の事故については責任を負わない。

（１）応募書類

- ① 申込書（様式 1－1）
- ② 履歴書（市販の用紙可、顔写真貼付）
- ③ 看護師免許証の写し
- ④ 小論文（800 字以上 1200 字以内、A4 縦書き、ワープロによる作成）

※ 小論文テーマ：「看護師として、医療保険行政に携わるにあたり考えること」

（２）申込受付期間

令和 8 年 1 月 19 日（月）から

令和 8 年 2 月 2 日（月）まで

（郵送の場合は、令和 8 年 2 月 2 日（月）消印有効）

（注 1）土・日曜日及び祝日は閉庁。

（注 2）持参の場合の受付時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

（注 3）エクセル形式の専用の申込書（様式 1－1・電子媒体）を特殊メールアドレスにおいて受信したものは、郵送の場合の消印有効と同様に取り扱う。

11 その他

応募の秘密については厳守します。提出された書類については、法令に基づき適切に取り扱います。また、必要書類については返却いたしませんので、ご了承ください（当方で責任をもって廃棄します。）。

12 問い合わせ先及び書類提出先

中国四国厚生局総務課

所在地 〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 2 階

電 話 082-223-8181